

入札説明資料一覧

- | | | |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 入札説明書 | 1 部 |
| 2 | 入札説明書別紙 | |
| | 別紙①－1 誓約書 | 1 部 |
| | 別紙①－2 役員等名簿及び照会承諾書 | 1 部 |
| | 別紙①－3 自己申告書 | 1 部 |
| | 別紙②紙入札方式参加申請書 | 1 部 |
| | 別紙③入札書（1 部は再入札用） | 2 部 |
| | 別紙④委任状 | 1 部 |
| 3 | 仕様書 | 1 部 |
| 4 | 仕様書別紙 | |
| | 別紙 1 物品仕様 | 1 部 |
| | 別紙 2 配置図面 | 1 部 |
| | 別紙 3 応札物品使用内容証明書 | 1 部 |
| | 別紙 4 納入確約書兼メーカー保証確約書 | 1 部 |
| | 別添 ネットワーク概略図 | 1 部 |
| 5 | 契約書（案） | 1 部 |

入 札 説 明 書

熊 本 労 働 局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

1 競争に付する事項

- （１）調達件名 熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土）に係る Wi-Fi 環境の構築作業委託契約
- （２）契約期間 契約日から令和 8 年 3 月 25 日まで
- （３）仕様等 別添「仕様書」のとおり
- （４）入札方法 入札書に記載する金額は、仕様書に示した商品代金のほか、契約履行に必要な費用（配送料等）を含めた総価を記載すること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- （５）入札保証金及び契約保証金 免除

2 競争入札参加資格

- （１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （３）令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で A、B 又は C 等級に格付けされている者とする。
- （４）次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- （５）資格審査申請書又は添付書類に虚偽事実を記載していないと認められる者であること

と。

- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間に該当しない者であること。
- (8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法などの労働に関する法令の違反で司法処分に付されるなどにより、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断されるものでないこと。
- (9) その他、予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

3 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

(1) 提出書類

- ① 直近2年間分の労働保険料を納付したことが確認できる書類（分割納付申請をしている場合は、納付期限が到達しているものから直近2年間分）

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書の写し

- ② 厚生年金保険料及び全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所（法人事務所や5人以上の従業員がいる個人事業所など）においては、直近2年間について保険料を納付したことが確認できる書類

(例) 領収印のある領収済通知書の写し、又は口座引き落としの場合は、年金事務所より交付を受けた納付証明書の写しなど

- ③ 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であることが確認できる書類
- ④ 役員（事実上経営に参画しているものを含む）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行う恐れがある組織）又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者等に該当しない旨の誓約書（別紙①-1「誓約書」、別紙①-2「役員等名簿及び照会承諾書」、別紙①-3「自己申告書」）
- ⑤ 紙入札により入札を行う場合は、別紙②「紙入札方式参加申請書」

(2) 提出期限

令和7年12月18日（木）正午

(3) 提出場所

〒860 - 8514 熊本市西区春日二丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階
熊本労働局総務部総務課会計第一係 岩下 (電話 096 - 211 - 1701)

(4) 提出方法

①電子調達システムによる場合

本入札説明書 3 (1) ①から④までの書類をスキャナ等で電子データ化したものを、電子調達システムにより送信すること。

②紙入札による場合

本入札説明書 3 (1) ①から⑤までの書類を、持参又は郵送すること。

なお、郵送の際は書留郵便とすること（郵便事故については、当局は一切補償しないので予め了承すること。）。

(5) その他

当該提出書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

本件入札は、電子調達システムにより行う。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、別紙②「紙入札方式参加申請書」により令和 7 年 12 月 18 日（木）正午までに申し出を行った場合に限り、紙入札に替えることができる。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和 7 年 12 月 19 日（金） 午前 9 時 30 分

（期限内に電子調達システムに到達するように提出することとし、内訳書（任意様式）を添付すること。なお、電子調達システムでは、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到達しない場合があるので、時間に余裕をもって手続きを行うこと。）

(2) 紙入札により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和 7 年 12 月 19 日（金） 午前 9 時 30 分

② 入札書の提出場所

本入札説明書 3 (3) に同じ

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙③「入札書」の様式にて作成し、内訳書（任意様式）を添付し、ホッチキス止めすること。

直接に提出する場合は封筒に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長殿と記載）及び「**熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土）に係る Wi-Fi 環境の構築作業委託契約の入札書在中**」と朱書きすること。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒で、表封筒に「**熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土）に係る Wi-Fi 環境の構築作業委託契約の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記 3（3）宛に提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

再度入札書及び再度入札内訳書については、別の封筒に入れて封をし、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛）及び「熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土）に係る Wi-Fi 環境の構築作業委託契約の再度入札書在中」と朱書きすること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

（3）代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時までに別紙④「委任状」の様式による代理委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（4）入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 1 者で 2 通以上の入札をしたもの
- ④ 記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ その他入札に関する条件に違反した入札
- ⑦ 本入札説明書 3（1）④の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年12月19日(金) 午前9時31分

〒860-8514 熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局 総務課内

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札は、1回までとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 本入札説明書3に従い書類・資料を提出し、本入札説明書2の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)
03-4332-7803 (IP 電話等をご利用の場合)
- ・ ホームページ <http://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、本入札説明書 3（3）まで連絡すること。

（6）その他

契約書を除く入札書等の会計書類への押印は、令和 3 年 1 月 1 日以降、不要の扱いとしているが、その記載内容については担当者等から提出されるものも含め、事業者としての決定であること。また、押印が省略された書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。

誓 約 書

☐ 私 / ☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

役員等名簿及び照会承諾書

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本労働局が締結する契約等から暴力団等排除に関する誓約書に定める項目のいずれかに該当するか否かに関し、熊本県警察本部に照会することを承諾します。

[illegible]

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

紙入札方式参加申請書

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用した入札に参加できないため、紙入札方式にて参加いたします。

記

1. 入札案件名

熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土）に係る Wi-Fi 環境の構築作業委託契約

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

入札書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土）に係る Wi-Fi 環境の構築作業委託契約

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

入 札 書【再 度 入 札 用】

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土）に係る Wi-Fi 環境の構築作業委託契約

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

委 任 状

今般、都合により を代理人と定め

次の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

入札件名： 熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土）に係る Wi-Fi 環境の構築作業委託契約

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

④ 代理人をもって入札するときは、必ず提出すること。

仕 様 書

1 件名

熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土）に係るWi-Fi環境の構築作業委託契約

2 目的

熊本労災特別介護施設における施設内ICT化に伴うWi-Fi環境の構築を行うもの

3 作業場所（導入場所）

熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土）

〒869-0407

熊本県宇土市松原町243

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日までとする。

5 Wi-Fi環境構築の内容

受注者は、以下に示す内容により目的に掲げる環境の整備を行う。

（1）調査・設計、施設管理者との調整、諸手続、設置作業、電気配線、試験調整等、機器整備およびサービス提供開始に必要な全ての事項について、受注者の業務範囲とすること。

（2）既存環境下で起きている次の課題を解消できる提案内容とすること。

・分断されたLAN環境が複数あり、別添のとおり変更すること。このため、施設内の有線LANの状況について事前に調査把握を行い、用途に応じてLANケーブルの接続変更や業務使用端末の設定を変更する必要がある。

（3）今後導入を想定している介護ICTシステムの導入に際し、有線・無線に限らず円滑な運用が可能な通信環境を整えること。

また、稼働状態の介護ICTシステムにおいて障害が発生した場合、Wi-Fi環境構築ベンダー及び介護ロボットメーカー・ナースコールメーカー等関係業者間で調整の上、速やかに解決すること。

（4）Wi-Fiの使用用途は次のとおり。

ア スマートフォンのIPインカムアプリを利用した職員間の情報共有

イ 介護ICT機器を使用して居室内の入居者情報の取得

ウ ラップトップパソコン、タブレット、スマートフォンでの介護システムへの接続

このほか、IP-PBXの導入等による館内音声通信のWi-Fi化、システム拡大による接続端末台数増、入札時点において発注者が予定している様々な用途拡大に対応可能な通信環境を整えること。

（5）停電時でもアクセスポイントが機能するよう非常用電源に接続すること。機器設置予定場所に非常用電源配線が無い場合は、受注者が電気配線工事を手配すること。

（6）発注者より不要と指示のあった、既設Wi-Fi機器は撤去(SW-HUB含む)し、館内指定場所まで運

搬、または、受注者にて廃棄をすること。

- (7) 本件において設置した機器の運用について、障害発生時、災害時の対応体制、定期保守についての提案を行うこと。
- (8) 障害発生時、発注者または導入場所から連絡を受けてから3時間以内に受注者若しくは受注者が指定した業者の専門員が導入場所に訪問すること。

6 調達物品

- (1) VPNルーター
- (2) L3スイッチ
- (3) PoEスイッチHUB
- (4) アクセスポイント
- (5) 無停電電源装置

※物品ごとの仕様に関しては別紙1のとおり

7 対象拠点整備内容

(1) アクセスポイント

ア 機器の選定については、別紙2に基づき、各拠点の性質に応じてサービスを提供するにあたり最も適した機種を提案すること。また、別紙2の青枠で図示した範囲以外の「Wi-Fi利用予定範囲」をカバーするよう設計すること。

イ 受注者は各無線電波を正常に送受信できるように、電波強度、提供施設、電波干渉の有無等を考慮した上で最適な場所を設計し、AP設置場所として選定すること。なお、電波強度は、Wi-Fi利用予定範囲内は-65dBm以上であること。

ウ APを設置する詳細な場所や設置方法は作業実施前に発注者と協議のうえ最終決定するものとし、設置・固定にあたっては、安全かつ安定した設置場所および設置方法を確保すること。特に設置方法に関しては、美観を考慮した設置方法、かつ保守点検が容易な場所に設置すること。

(2) PoEスイッチHUB

ア 無線LANアクセスポイントの電源供給用として、アクセスポイント設置位置を考慮した必要台数を設置すること。

イ 壁面固定可能であること。

ウ 将来の拡張性を考慮し、設置箇所ごとに1つ以上の空きポートを確保すること。

(3) 管理システム

アクセスポイント及びPoEスイッチHUBの稼働状況に異常が発生した際、異常箇所が即座に判別できるような管理システムを導入すること。

8 LAN配線作業

- (1) 導入した各種機器間の接続に必要となる接続作業及び整線を行うこと。
- (2) 分断されたLAN環境が複数あり、用途に応じてLANケーブルの接続変更や業務使用端末の設定を変更すること。

- (3) 上記接続に必要となる部材（ケーブル、端子等）については受注者で準備すること。ただし、現地調査の結果、既存利用が可能な場合は発注者に確認のうえ既設部材の利用を行ってもよい。
- (4) 敷設するケーブルは、カテゴリ6以上のケーブルを準備すること。
- (5) 配線を行う際、区画や壁の貫通工事が発生する場合は発注者に確認のうえ、受注者が行うこと。
- (6) 露出する場合はモール等で保護すること。

9 電源工事

- (1) 現地調査を行い、回路数・容量等の確認を行うこと。
- (2) 現地調査の結果、回路数・容量等に不足があると判断する場合は、事前に発注者に確認のうえ、電源配線工事を実施すること。
- (3) 現地調査の結果、受電盤(キュービクル)の改修が必要であると判断する場合は、事前に発注者に確認のうえ、受電盤改修工事を実施すること。

10 設定・設置条件

- (1) 作業期間、時間帯及び作業条件

作業期間及び時間帯は導入場所の管理者と十分に協議を行い、作業日時を調整するものとする。
なお、作業は原則 8 時30分から17時30分までの時間帯で行うこととして計画すること。

また、居室及び浴室付近は施設利用者の都合により作業不可能となる時間帯があるので、導入場所の管理者と十分に協議を行い、作業時間を調整するものとする。

- (2) 機器設置

整備する機器や設置場所等については、荷重、地震等の各種災害に耐え得るよう、検討を行ったうえで設置を行うものとする。

- (3) 試験調整

構築したネットワークについては、調整試験を実施すること。詳細の試験調整内容については、あらかじめ発注者と協議のうえ実施するものとする。

- (4) 電波環境調査（無線電波測定）

本工事完了後、構築したWi-Fi環境については、電波強度をマッピングできる機器を用い、必要な電波強度を確保できているか試験を実施するものとする。発注者は立会人を選任し、調査日時については履行完了期間内で発注者と受注者の協議の上で決定する。

受注者は電波強度をマッピングできる機器をあらかじめ用意することとする。

11 業務遂行

- (1) 本事業は、原則として受注者が実施すること。ただし、発注者において実施することが適当と考えられる場合や、受注者が発注者の協力を必要とする場合等、受注者以外の者に作業を実施させようとする場合には、発注者及び受注者で協議のうえ、作業者を決定することとする。
- (2) 受注者は、常に業務の進行状況について把握し、円滑な進行を図ること。
- (3) 作業の進捗状況及び予定を文書によって説明することとし、各工程で評価、検討、確認を受け、発注者の承認を得て次の工程の業務を行うこと。

- (4) 工程に変更が生じることが判明した場合は、事前に発注者と協議を行い、変更となった場合には、変更した「工程表」等を速やかに提出すること。
- (5) 本仕様書に記載がない事項のうち、本事業の遂行上、必要と認められる事項については、受注者及び発注者で協議のうえ実施すること。
- (6) 本事業実施にあたり、設計に必要な情報を明確にするため、契約締結後の本設計開始までに、必ず現況環境調査を行うこと。
- (7) 本事業に必要な作業場所等の環境は、別途発注者と協議すること。なお、発注者との打合せ及び進捗状況報告など、発注者及び受注者が会議を行う場所については、事前に日程調整を行ったうえで発注者が用意すること。
- (8) 本事業の遂行のために必要な機材は受注者が用意すること。また受注者が必要とする交通費、食事代等は、受注者で負担すること。
- (9) 本事業を遂行するにあたり、受注者は、必要に応じて発注者へ提言・助言を行うこと。なお、受注者が発注者へ提言・助言を行うにあたっては、極力専門用語は用いず、可視化した資料等を用いて発注者が理解できるように工夫すること。また、発注者から本事業に係る技術的な助言を求められた際は、速やかに対応し回答すること。
- (10) 本事業の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、LAN配線、電気配線等一部の業務については、予め発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- (11) 受注者は、本事業の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

12 成果品(納入物)

本事業による成果物の著作権は、発注者への引き渡しを以て、発注者へ帰属するものとする。

- ・ 基本設計書
- ・ 物理ネットワーク構成図
- ・ 論理ネットワーク構成図
- ・ 設置写真

13 入札参加者が入札前に行うべき事項

- (1) 以下の書類を開札日3開庁日前までに下記の調達担当者にメール等で提出し、審査を受けること。審査の結果、仕様に合致しない、疑義がある等の問題がある場合のみ、翌開庁日までに入札参加者に連絡する。

《提出書類》

- ア 別紙3「応札物品仕様内容証明書」
- イ 応札予定物品の詳細が分かる資料(カタログ等)
- ウ 別紙4「納入確約書兼メーカー保証確約書」

- (2) 必要に応じ導入場所へ訪問し、機器の設置場所の確認や、設置にあたり必要な部材の数量の確認、天井・壁等の耐久性の確認、電源確保の確認等を行うこと。なお、現場確認のために導入場所へ訪問する際は、事前に日時について調達担当者と調整を行うこと。落札後に現況の不明を理由と

して契約不履行・異議申し立てを行うことはできない。

14 その他

- (1) 本事業の履行に当たっては、次の関係法令を遵守すること。
 - ・建築基準法及びこれに基づく施行令
 - ・有線電気通信法並びにこれに基づく政令及び省令等
 - ・その他関係法令、条例規則及び規定並びに規格等
- (2) 本事業において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 仕様書の内容について、発注者の指示又は設備上重大な問題が発生した場合には発注者と協議のうえ、変更可能とする。
- (4) 仕様書に記載の無い事項については発注者・受注者双方が協議したうえで決定する。また、業務中に疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議を行う。
- (5) 保証期間は検収後1年間とし、受注事業者の責に起因する障害については、速やかに、かつ無償にて修復するものとする。保証期間後は、別途保守提案を行うこと。
- (6) 調達機器が半導体不足等による需給問題で、予定していた機器が調達できない場合は発注者・受注者が双方協議のうえに変更可能とする。

〈本仕様の問い合わせ先（調達担当者）〉

熊本労働局総務部総務課会計第二係 河地

[TEL:096-211-1701](tel:096-211-1701) Mail:kawachi-wahei.7i0@mhlw.go.jp

機種	仕様		
VPNルーター	インターフェース	SFP+スロット数	2
	性能	内臓L2スイッチ機能	フレキシブルLAN/WANポート
			ポートミラーリング
			リンクアグリゲーション
		閉域網サービス用機能	タグVLAN
			IPv6マルチキャスト
		タグVLAN	LANごとに32ID
			PPPoE over タグVLAN
	PPPoEセッション数	40	
	IPv6接続方式		ネイティブ
			トンネル
			RAプロシキ
			DHCPv6-PD
			PPPoE
			IPoE
	ルーティング対象プロトコル		IPv4
			IPv6
	スループット		最大9.9Gbit/s
	Ipsecスループット		最大3.8Gbit/s
	NATセッション数		250,000
	セキュリティ	認証機能	RADIUS
			PAP/CHAP
			MS-CHAPv2
		セキュリティー機能	URLフィルター
			DHCP端末認証機能
			Winnyフィルター
			Shareフィルター
			MACアドレスフィルター
		ファイアウォール機能 (IPv4/IPv6静的フィルタリング)	IPアドレス
			ポート
プロトコル			
FQDN			
ソース/デスティネーション			
LAN側/WAN側のIN/OUTに適用			
ファイアウォール機能 (IPv4/IPv6動的フィルタリング)		基本アプリケーション	
	応用アプリケーション		
	自由定義		
	LAN側/WAN側のIN/OUTに適用		
動作環境条件		0～45℃	
外形寸法		W220*D295*H45mm程度	
質量		2 kg程度	

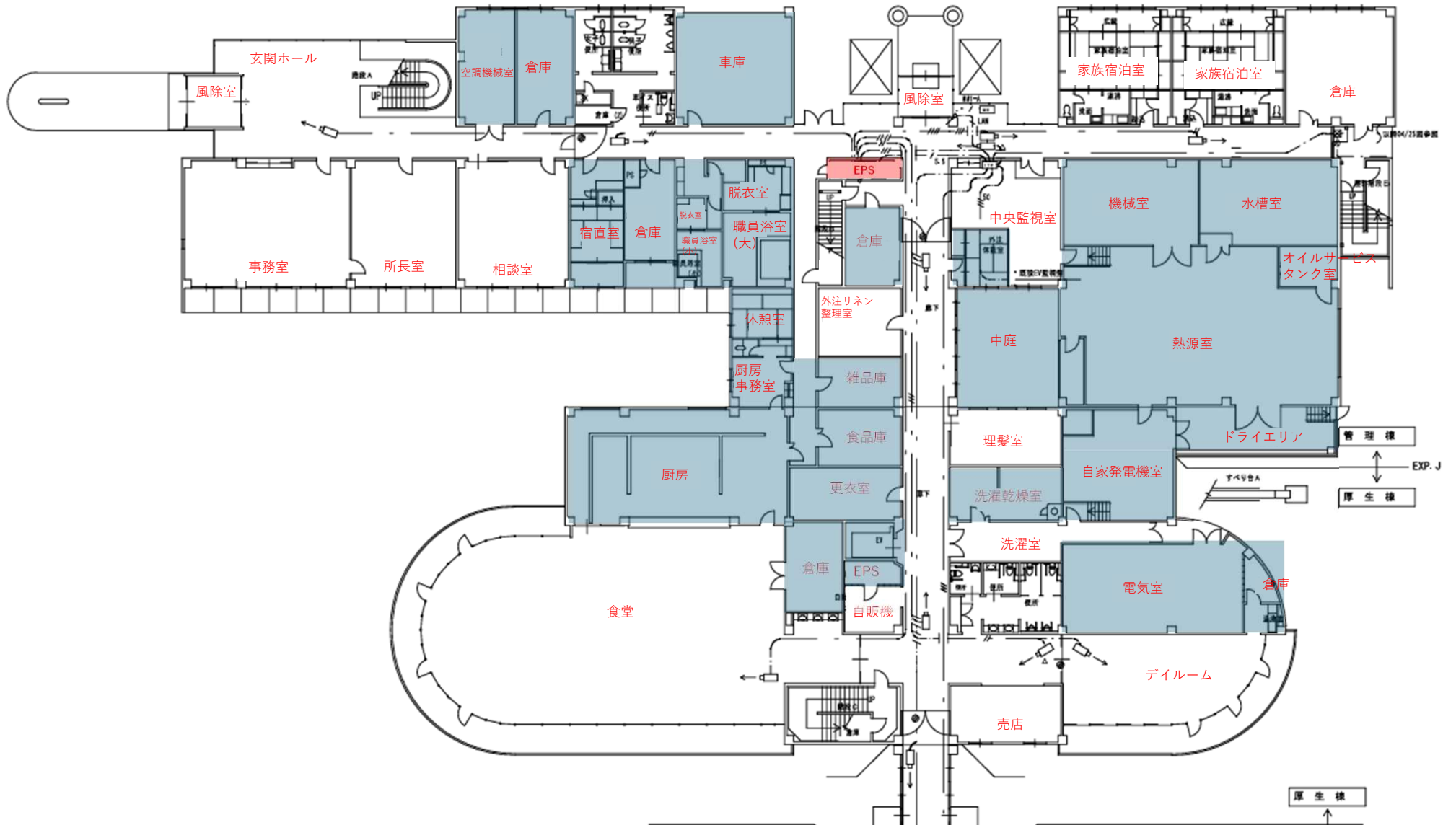
機種	仕様				
L3スイッチ	インターフェース	LANポート数	12		
		SFP+スロット数	4		
	性能	スイッチング容量	320Gbit/s		
		転送能力	238.10Mpps		
		レイテンシー	1.7/5.3/7.6/4.3/7.9μs (10G/5G/2.5G/1G/100M)		
		最大MACアドレス登録数	32,000		
		フレームバッファ	3MB		
		ジャンボフレーム対応サイズ	最大10,240byte		
	Layer2	VLAN	ポートベースVLAN		
			タグVLAN(IEEE802.1Q)		
			プライベートVLAN		
			VoiceVLAN		
			マルチプルVLAN		
			Layer3	スタティックルーティング	有
				ダイナミックルーティング	OSPF(v2/v3)
					RIP(v1/v2)
	RIPng				
	ポリシーベースルーティング	有			
セキュリティ/認証機能		ポート認証			
		Web認証			
		ダイナミックVLAN			
		ポートセキュリティ			
		RADIUSサーバー			
動作環境条件		0～50℃			
外形寸法		W330*D250*H45mm程度			
質量		3 kg程度			
PoEスイッチHUB	インターフェース	SFP+スロット数	2		
	PoE	最大給電能力(1ポート)	30W		
		最大給電能力(全体)	370W		
	性能	通信速度	10/100/1000BASE-Tポート		
		スイッチング容量	220Gbit/s		
		転送能力	163Mpps		
		レイテンシー	1.3/4.1/6.3/3.4/16.0μs (10G/5G/2.5G/1G/100M)		
		最大MACアドレス登録数	16,384		
		フレームバッファ	2MB		
		ジャンボフレーム対応サイズ	最大10,240byte		
		機能	IEEE802.3at(PoE+)準拠		
	Layer2	VLAN	ポートベースVLAN		
			タグVLAN(IEEE802.1Q)		
			マルチプルVLAN		
	セキュリティ/認証機能		ポート認証		
			ダイナミックVLAN		
	動作環境条件		0～50℃		
	外形寸法		W450*D300*H45mm程度		
	質量		4.5kg程度		

機種	仕様		
アクセスポイント	無線通信	規格	IEEE802. 11a/b/g/n/ac/ax
		最大伝送速度	1201Mbps (5GHz帯)
			573Mbps (2. 4GHz帯)
		対応チャネル	W52/53/56対応 (IEEE802. 11a/n/ac)
		認証方式	WPA2-PSK (TKIP/AES)
		同時接続端末台数	最大512台 (5GHz帯)
	最大512台 (2. 4GHz帯)		
	消費電力		25W以下
	動作環境条件		0～50℃
	外形寸法		W200*D200*H45mm程度
質量		1. 0kg程度	
無停電電源装置	出力コンセント数 (バックアップ)		5
	最大出力容量	1050W	
		1500VA	
	バックアップ時間 (フル負荷時)		4 分
	外形寸法		W150*D475*H225mm程度

ケアプラザ宇土 電波範囲

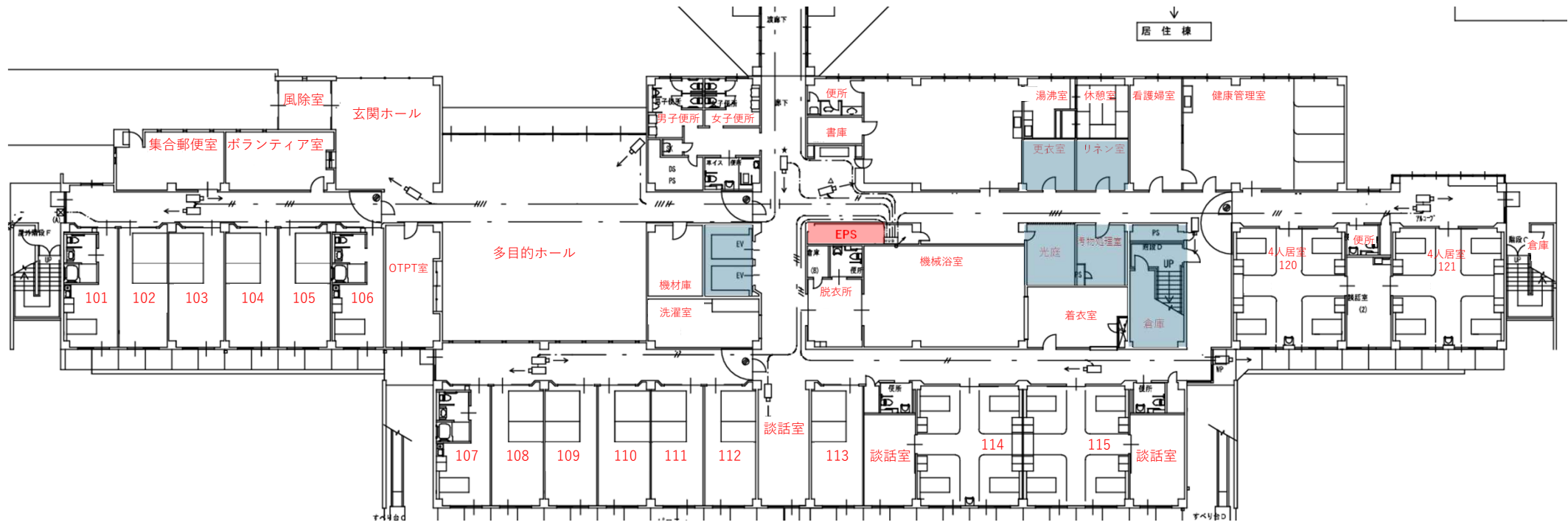
1F 厚生棟・管理棟

別紙2



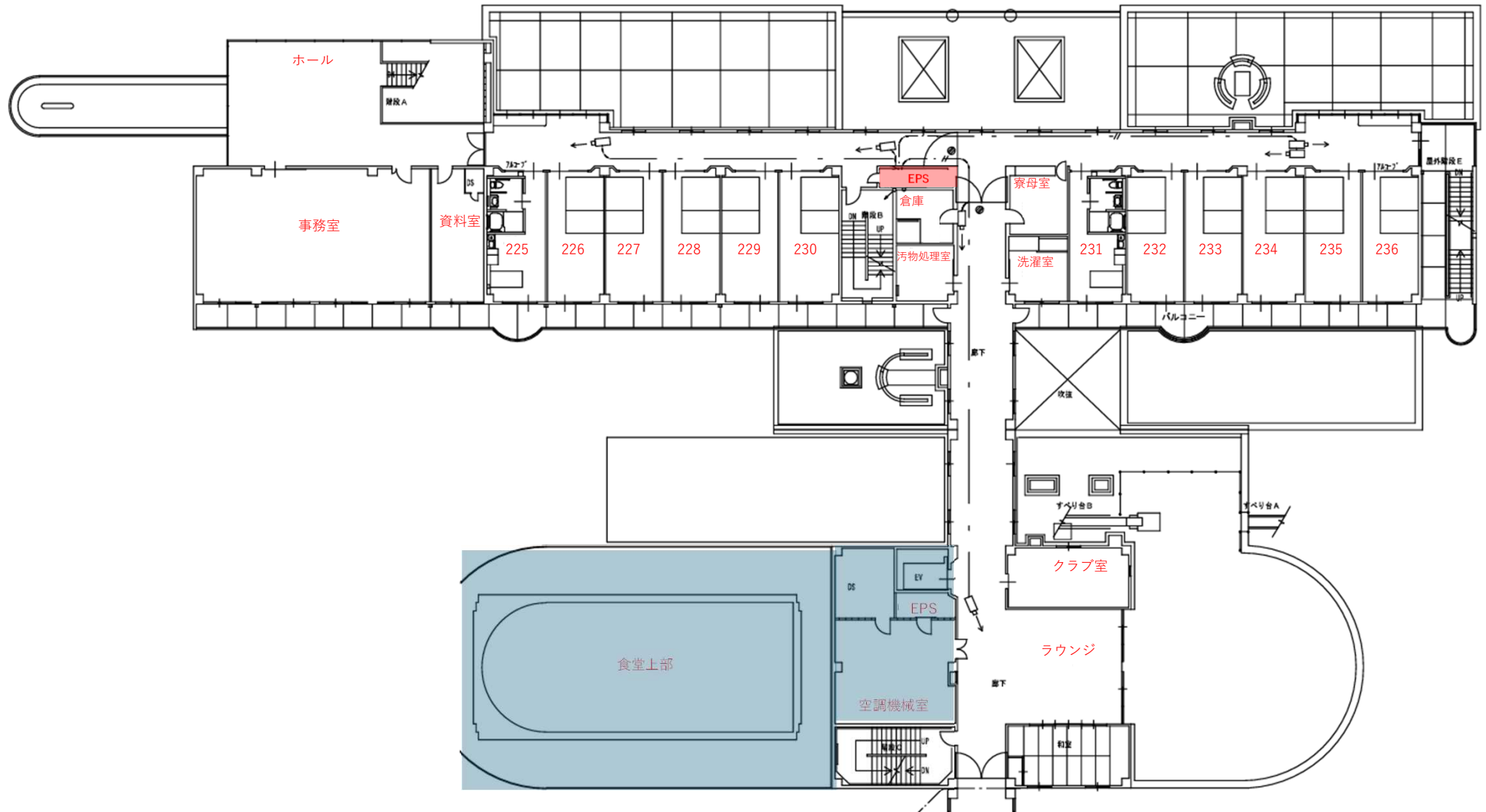
1F 居住棟

別紙2



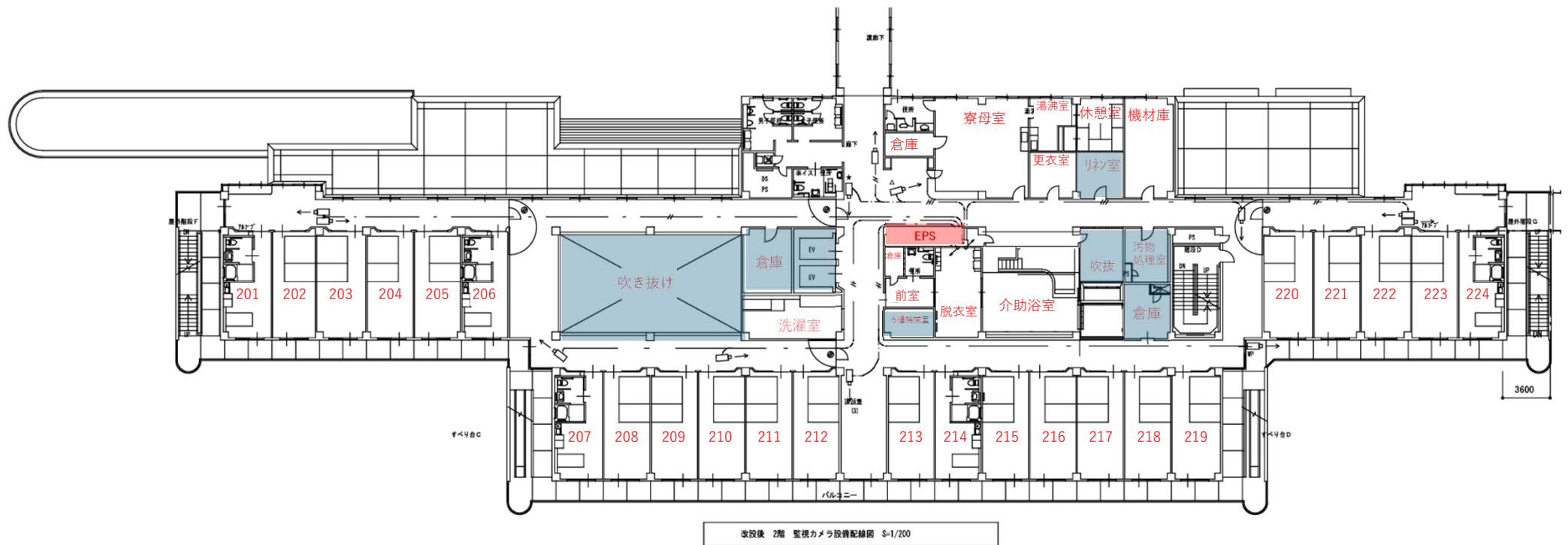
2 F 厚生棟・管理棟

別紙 2



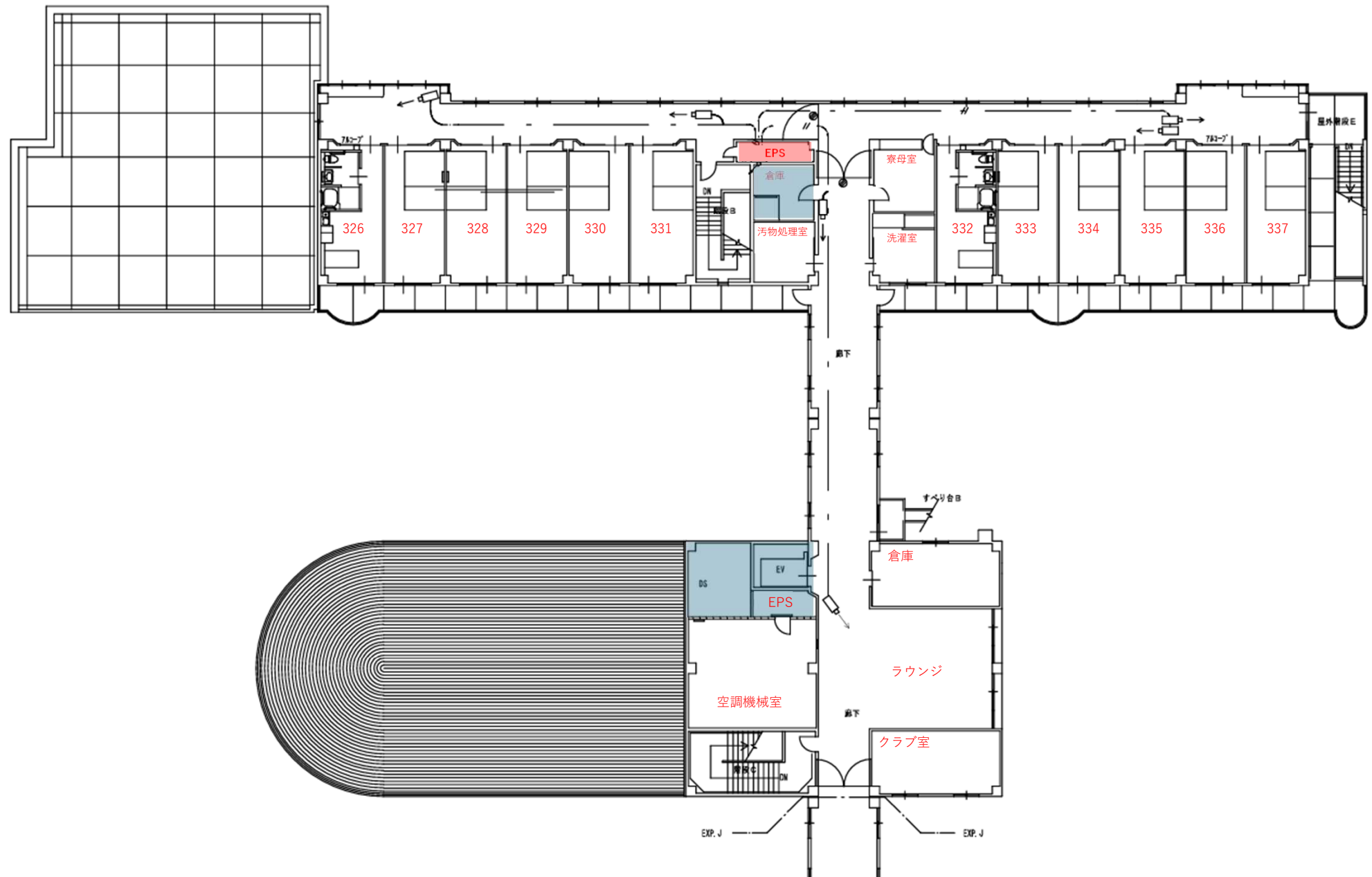
2F 居住棟

別紙2



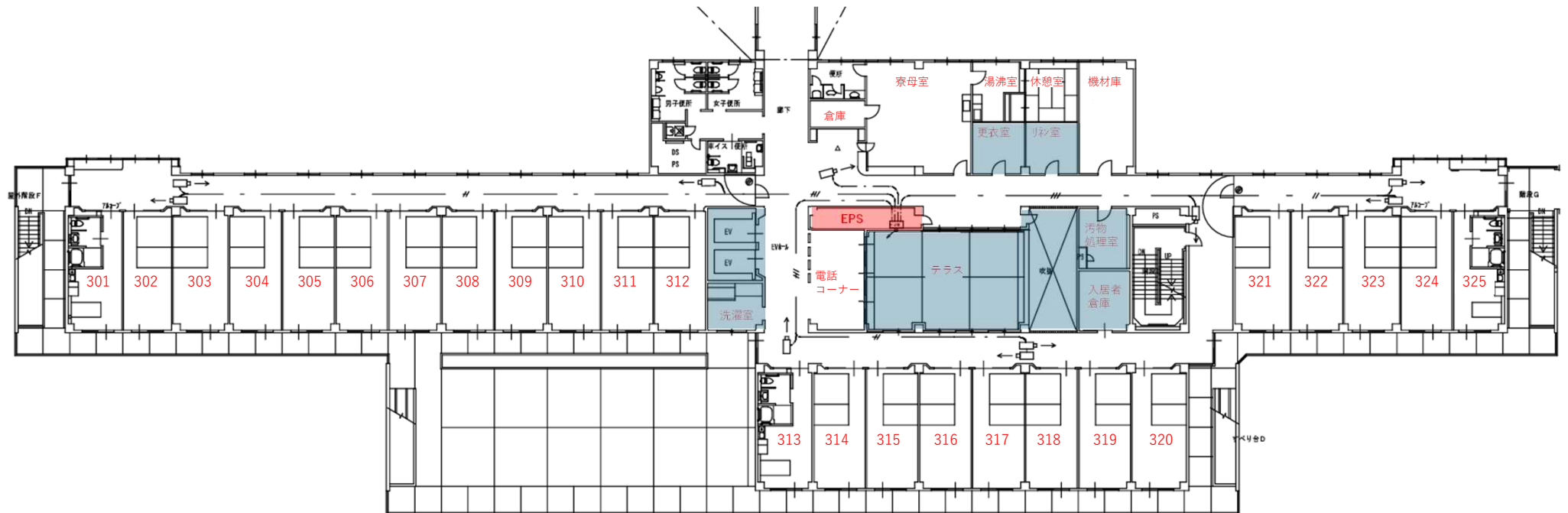
3F 厚生棟・管理棟

別紙2



3F 居住棟

別紙2



改設後 3階 監視カメラ設備配線図 S=1/200

応札物品仕様内容証明書

VPNルーター

仕様			該当(○、×)
インターフェース	SFP+スロット数	2	
性能	内臓L2スイッチ機能	フレキシブルLAN/WANポート	
		ポートミラーリング	
		リンクアグリゲーション	
	閉域網サービス用機能	タグVLAN	
		IPv6マルチキャスト	
タグVLAN	LANごとに32ID		
	PPPoE over タグVLAN		
PPPoEセッション数	40		
IPv6接続方式	ネイティブ		
	トンネル		
	RAプロシキ		
	DHCPv6-PD		
	PPPoE		
	IPv6		
ルーティング対象プロトコル	IPv4		
	IPv6		
スループット	最大9.9Gbit/s		
Ipsecスループット	最大3.8Gbit/s		
NATセッション数	250,000		
セキュリティ	認証機能	RADIUS	
		PAP/CHAP	
		MS-CHAPv2	
	セキュリティ機能	URLフィルター	
		DHCP端末認証機能	
		Winnyフィルター	
		Shareフィルター	
		MACアドレスフィルター	
	ファイアウォール機能 (IPv4/IPv6静的フィルタリング)	IPアドレス	
		ポート	
		プロトコル	
		FQDN	
		ソース/デスティネーション	
	ファイアウォール機能 (IPv4/IPv6動的フィルタリング)	LAN側/WAN側のIN/OUTに適用	
		基本アプリケーション	
応用アプリケーション			
自由定義			
LAN側/WAN側のIN/OUTに適用			
動作環境条件		0～45℃	
外形寸法		W220*D295*H45mm程度	
質量		2 kg程度	

応札機種【

上記のとおり、仕様を満たしていることを証明する。

令和 年 月 日

支出負擔行為担当官

熊本労働局総務部長　大立目　勇治　殿

所在地

会社名

代表者

応札物品仕様内容証明書

L3スイッチ

仕様			該当(○、×)
インターフェース	LANポート数	12	
	SFP+スロット数	4	
性能	スイッチング容量	320Gbit/s	
	転送能力	238. 10Mbps	
	レイテンシー	1. 7/5. 3/7. 6/4. 3/7. 9μs (10G/5G/2. 5G/1G/100M)	
	最大MACアドレス登録数	32, 000	
	フレームバッファ	3MB	
	ジャンボフレーム対応サイズ	最大10, 240byte	
Layer2	VLAN	ポートベースVLAN	
		タグVLAN (IEEE802. 1Q)	
		プライベートVLAN	
		VoiceVLAN	
		マルチプルVLAN	
Layer3	スタティックルーティング	有	
	ダイナミックルーティング	OSPF (v2/v3)	
		RIP (v1/v2)	
		RIPng	
	ポリシーベースルーティング	有	
セキュリティ/認証機能		ポート認証	
		Web認証	
		ダイナミックVLAN	
		ポートセキュリティ	
		RADIUSサーバー	
動作環境条件		0～50℃	
外形寸法		W330*D250*H45mm程度	
質量		3 kg程度	

忘札機種【

上記のとおり、仕様を満たしていることを証明する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 大立目 勇治 殿

所在地

会社名

代表者

応札物品仕様内容証明書

PoEスイッチHUB

仕様			該当(○、×)
インターフェース	SFP+スロット数	2	
PoE	最大給電能力(1ポート)	30W	
	最大給電能力(全体)	370W	
性能	通信速度	10/100/1000BASE-Tポート	
	スイッチング容量	220Gbit/s	
	転送能力	163Mpps	
	レイテンシー	1.3/4.1/6.3/3.4/16.0μs (10G/5G/2.5G/1G/100M)	
	最大MACアドレス登録数	16,384	
	フレームバッファ	2MB	
	ジャンボフレーム対応サイズ	最大10,240byte	
	機能	IEEE802.3at(PoE+)準拠	
Layer2	VLAN	ポートベースVLAN	
		タグVLAN(IEEE802.1Q)	
		マルチプルVLAN	
セキュリティ/認証機能		ポート認証	
		ダイナミックVLAN	
動作環境条件		0~50℃	
外形寸法		W450*D300*H45mm程度	
質量		4.5kg程度	

忘札機種【 】

上記のとおり、仕様を満たしていることを証明する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 大立目 勇治 殿

所在地

会社名

代表者

応札物品仕様内容証明書

アクセスポイント

仕様			該当(○、×)
無線通信	規格	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax	
	最大伝送速度	1201Mbps(5GHz帯)	
		573Mbps(2.4GHz帯)	
	対応チャネル	W52/53/56対応 (IEEE802.11a/n/ac)	
	認証方式	WPA2-PSK(TKIP/AES)	
	同時接続端末台数	最大512台(5GHz帯) 最大512台(2.4GHz帯)	
消費電力		25W以下	
動作環境条件		0～50℃	
外形寸法		W200*D200*H45mm程度	
質量		1.0kg程度	

応札機種【

上記のとおり、仕様を満たしていることを証明する。

令和 年 月 日

支出負擔行為担当官

熊本労働局総務部長 大立目 勇治 殿

所在地

会社名

代表者

応札物品仕様内容証明書

無停電電源装置

仕様		該当(○、×)
出力コンセント数 (バックアップ)	5	
最大出力容量	1050W	
	1500VA	
バックアップ時間 (フル負荷時)	4 分	
外形寸法	W150*D475*H225mm程度	

応札機種【

上記のとおり、仕様を満たしていることを証明する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長　大立目　勇治　殿

所在地

会社名

代表者

納入確約書兼メーカー保証確約書

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 大立目 勇治 殿

入札件名

「熊本労災特別介護施設（ケアプラザ宇土）に係るWi-Fi環境の構築作業委託契約」

私は、仕様書記載の下記商品について、納入後、メーカー保証期間における機器の不具合に関しては、保証書の規約に基づき無償保証にて迅速な対応を行なう事を書面にて確約致します。（確約書は原本に限る）

記

商品及び規格

別添「仕様書」のとおり

入札参加者

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者

メーカー名

令和 年 月 日

所在地

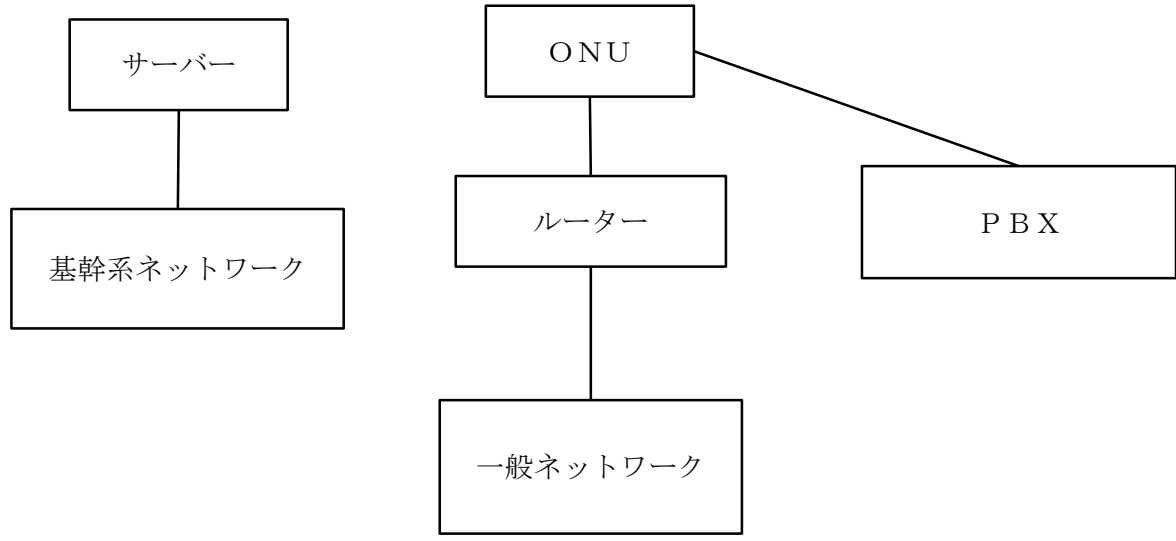
会社名

代表者

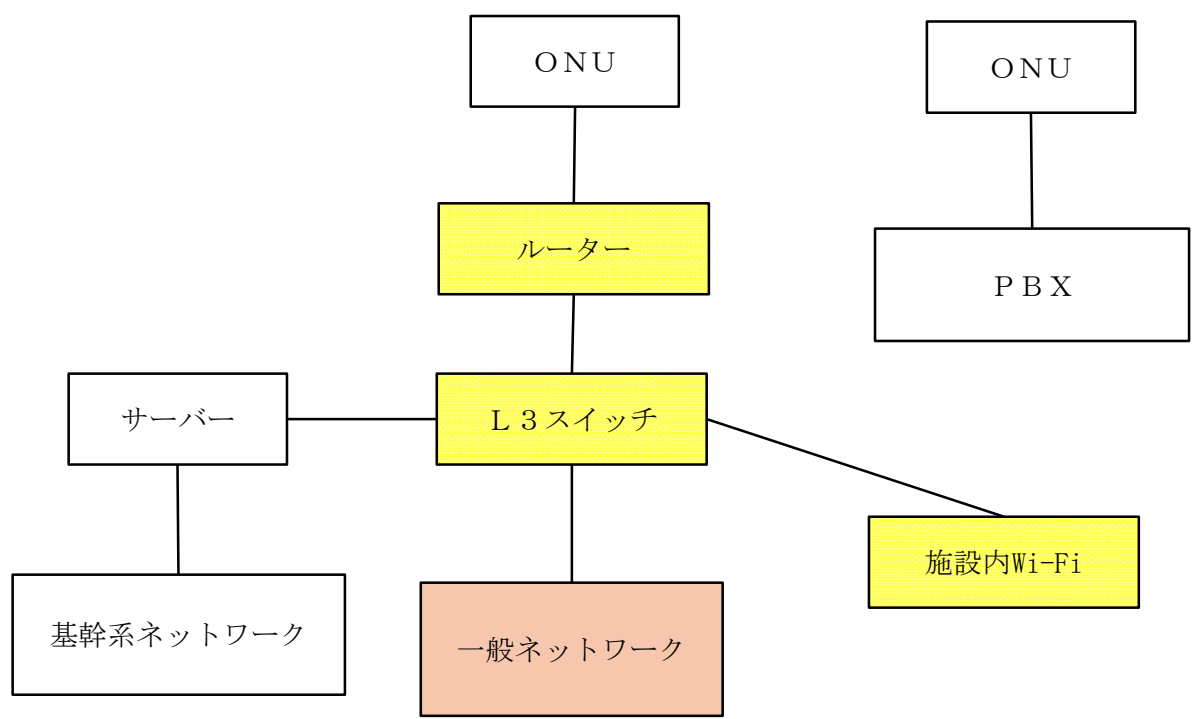
印

現状

ネットワーク概略図



変更後



 追加更新が必要な部分  設定変更が必要な部分

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 ○○ ○ (以下「甲」という。) と、○○ 代表取締役 ○○ ○ (以下「乙」という。) は、「熊本労災特別介護施設 (ケアプラザ宇土) に係る Wi-Fi 環境の構築作業委託契約」に関し、次のとおり契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第 2 条 乙は、別添「仕様書」に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(履行期間及び場所)

第 3 条 この履行期間及び導入場所は次のとおりとする。

期間 契約日から令和 8 年 3 月 25 日まで

場所 別添「仕様書」記載のとおり

(契約金額)

第 4 条 契約金額は、次のとおりとする。

○○○○○円 (内、消費税額及び地方消費税額○○○○○円)

(契約保証金)

第 5 条 この契約の保証金は、免除する。

(費用負担)

第 6 条 本契約書に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第 7 条 乙は業務の全部を第三者 (乙の子会社 (会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。) を含む。) に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書 (様式 1) を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合

合は、この限りでない。

- 3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再受託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第8条 乙は、再委託先を変更する場合は、当該再委託先が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書（様式2）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第9条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（別紙1）を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書（様式3）を甲に届け出なければならない。ただし次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- 一 業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
- 二 事業参加者の所在地の変更のみの場合。
- 三 契約金額の変更のみの場合。

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（遅滞料）

第10条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものではない。

（納期の無償延期）

第11条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業

務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(納入・検査)

第12条 乙が物品を納入するときは予めその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が指定する者は、乙が物品を納入するときは乙立会いのもと検査を行う。

- 3 乙は、前項による検査の結果、合格とならなかった場合は、検査職員の指示に従い手直しのうえ再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払)

第13条 乙は、物品の納入及び検査を終了した際には、甲が発注した物品にかかる代金請求について、納入した翌月15日までに「官署支出官熊本労働局長」あて請求書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第14条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、前項に定める期間に算入しない。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約のよって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速

やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

一 第10条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

二 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

四 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

五 第16条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(契約の解除に係る違約金)

第18条 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、甲に契約金額の100分の10に相当する額を違約金として支払うものとする。

(危険負担)

第19条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行

ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。この場合、乙は甲に対して、その旨遅滞なく通知するものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第17条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

三 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めている場合は除く。

四 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、行政処分を受け、又は送検されたとき。

五 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該

通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - 五 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（属性要件に基づく契約解除）

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第27条 第23条、第24条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第28条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第29条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

一 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

二 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(条項解釈)

第30条 本契約に定めのない事項については甲、乙協議のうえ決定する。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第32条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第14条、第16条、第17条第2項、第18条、第21条、第22条、第25条、第27条、第29条、第30条、第31条及び本条はなお有効に存続するものとする。

甲乙は、この契約が正当に締結されたことを証するため契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和7年12月19日

甲 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階
支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 ○○ ○ 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○ ○○○○ 印

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

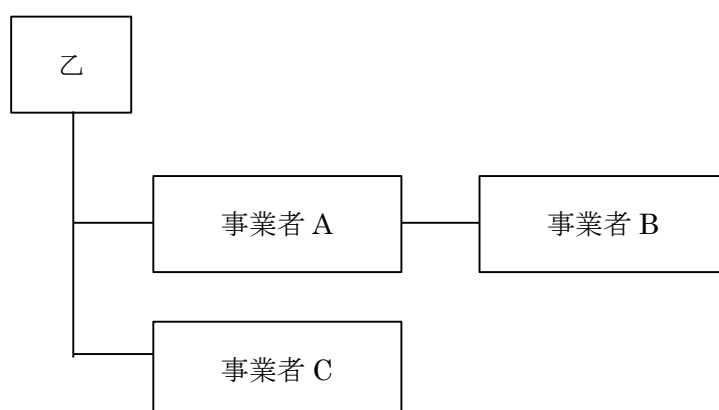
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	熊本市〇〇区…	〇〇円	
B			



(様式3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図